

清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会設置要綱（改正案）

（目的及び名称）

第1条 「清流の国ぎふづくり」推進の一環として、水質悪化や悪臭など環境問題の発生している大江川において、浄化に向けた取り組みを実施する上で、幅広い意見の聴取及び専門的な知識の導入を図るため、清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（意見聴取項目）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- （1）大江川の浄化に向けた取り組みに関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織及び会議）

第3条 協議会は、座長及び委員（以下、「委員」という。）をもって組織し、協議会の進行は、座長が行う。

2 委員は別記1に掲げる者をもって充てる。

3 協議会は、第1条の目的を達成するため、必要に応じ、大江川及び揖斐川の沿川流域市町の利害関係者等の意見を聴く。

（運営）

第4条 協議会の開催、運営及び庶務は、岐阜県県土整備部河川課（以下、「河川課」という。）において行い、岐阜県大垣土木事務所は、これに協力するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、河川課において定める。

附則

この要綱は、平成23年9月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記1（委員）

区 分	氏名、役職等
学識経験者	◎水野瑞夫（岐阜薬科大学名誉教授／自然学総合研究所最高顧問） 李富生（岐阜大学教授（水質関係））
国・自治体関係者等	海津市長 森正弘岐阜県議会議員／高須輪中土地改良区理事長 高須輪中土地改良区事務局長 中部地方整備局河川部河川環境課長 中部地方整備局木曾川上流河川事務所長 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 東海農政局整備部水利整備課長 岐阜県県土整備部長 岐阜県農政部次長（技術） 岐阜県西濃振興局副局長 岐阜県大垣土木事務所長 岐阜県河川環境研究所長

◎は座長

清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会設置要綱（新旧対照表）

旧	新
<p style="text-align: center;">清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会設置要綱</p> <p>（目的及び名称）</p> <p>第1条 「清流の国ぎふづくり」推進の一環として、水質悪化や悪臭など環境問題の発生している大江川において、浄化に向けた取り組みを実施するため、清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>（1）大江川の浄化に向けた取り組みに関すること。</p> <p>（2）その他前条の目的達成に必要な事項に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 協議会は、座長及び委員（以下、「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>2 委員は別記1に掲げる者をもって充てる。</p>	<p style="text-align: center;">清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会設置要綱</p> <p>（目的及び名称）</p> <p>第1条 「清流の国ぎふづくり」推進の一環として、水質悪化や悪臭など環境問題の発生している大江川において、浄化に向けた取り組みを実施する上で、<u>幅広い意見の聴取及び専門的な知識の導入を図るため</u>、清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（意見聴取項目）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について<u>意見聴取</u>を行う。</p> <p>（1）大江川の浄化に向けた取り組みに関すること。</p> <p>（2）<u>その他必要な事項に関すること。</u></p> <p>（組織及び会議）</p> <p>第3条 協議会は、座長及び委員（以下、「委員」という。）をもって組織し、<u>協議会の進行は、座長が行う。</u></p> <p>2 委員は別記1に掲げる者をもって充てる。</p> <p><u>3 協議会は、第1条の目的を達成するため、必要に応じ、大江川及び揖斐川の沿川流域市町の利害関係者等の意見を聴く。</u></p>

旧	新
<p>(会議)</p> <p>第4条 協議会は、座長が必要と認めた場合に開催する。</p> <p>2 協議会の議長は、座長が行う。</p> <p>3 協議会は、円滑な協議を行うため、必要に応じ、大江川及び揖斐川の沿川流域市町の利害関係者等の意見を聞く。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 協議会の庶務は、岐阜県県土整備部河川課において処理し、岐阜県大垣土木事務所は、これに協力するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成23年9月6日から施行する。</p> <p>別記1 (委員)</p> <p>(略)</p>	<p>(運営)</p> <p><u>第4条 協議会の開催、運営及び庶務は、岐阜県県土整備部河川課(以下、「河川課」という。)において行い、岐阜県大垣土木事務所は、これに協力するものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、河川課において定める。</u></p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成23年9月6日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p>別記1 (委員)</p> <p>(略)</p>